

令和3年度国民健康保険税の税制改正に係る軽減誤りの内容について

軽減誤りの内容

軽減の算定は、7割・5割・2割の軽減基準額を算出し、総所得額金額の合計が軽減基準額以下の場合に、均等割額と平等割額を軽減する。

(1) 税制改正の概要

【改正前】

7割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円

5割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

2割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数

【令和3年度改正後】

7割軽減基準額 = 基礎控除額 43万円 + $\frac{10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} \ast - 1)}{2}$

5割軽減基準額 = 基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数
+ $\frac{10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} \ast - 1)}{2}$

2割軽減基準額 = 基礎控除額 43万円 + 52万円 × 被保険者数
+ $\frac{10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} \ast - 1)}{2}$

※「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が60万円超（65歳以上は年金収入が110万円超）の人数。

(2) 軽減判定誤りの原因

地方税法第703条の5に規定する国民健康保険税の減額において、青色専従者又は事業専従者は給与所得者等の数に含めないが、誤って給与所得者等の数に含めていた。

対象世帯及び金額

対象世帯数 2世帯 追加納付金額 60,900円

(3) 具体例

○世帯構成

- ・世帯主 国保加入者 農業所得 616,000円（妻への専従者給与 480,000円）
- ・妻 国保加入者 専従者所得 80,000円

○軽減判定の計算

- ・軽減判定所得 世帯主の所得 + 妻への専従者給与 = 1,096,000円
- ・5割軽減の計算の場合

【誤】 基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 2人 + 10万円 × (2人 - 1) = 1,100,000円

【正】 基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 2人 + 10万円 × (1人 - 1) = 1,000,000円

○結果

- ・軽減判定所得 1,096,000円が5割軽減基準額 1,000,000円を上回るため5割軽減に該当しない。
- ・2割軽減基準額 1,470,000円を下回るため、2割軽減に該当する。